

川崎南法人会だより

KAWASAKI



No.258

2014 3



平成26年 新年賀詞交歓会	2
中学生の「税についての作文」	3
「茶」の笑い」を見つけよう	6
違いが分かって生まれる「本当の人間関係」	7
税務署からのお知らせ	8
税のQ & A	9
法人会の活動報告	10
～もし、腰に痛みやしびれを感じたら～	11
県税事務所再編・統合のお知らせ	12
消防署からのお知らせ	13
行動する法人会	14
新入会員のご紹介・行事予定	15

表紙デザイン:川崎総合科学高等学校 デザイン科 照井 沙織
写真:米海軍第7艦隊バンド演奏会

平成26年 新年賀詞交歓会

平成26年新年賀詞交歓会が1月16日(木)川崎市産業振興会館に於いて、ご来賓、会員を合わせて約150名が出席し開催されました。

阿部副会長の開会の挨拶で始まり、最初に主催者を代表して梶川修司会長より新年の挨拶、続いてご来賓の紹介、ご来賓を代表して川崎南税務署長の木村明彦様、川崎市かわさき市税事務所長の川腰賢司様、川崎商工会議所副会頭の大山廣晃様の祝辞に続き旭日雙光章を受章された山下秀男 元会長をはじめ、神奈川県知事納税功労者表彰、神奈川県川崎県税事務所長納税奨励表彰、川崎南税務署長表彰、川崎南税務署長感謝状表彰を受彰された役員の方々への花束贈呈式を行いました。続いて川崎南税務署副署長松沢玲子様の乾杯のご発声により祝宴がはじまり、ご来賓、役員、会員等あいさつや話など交流が深まり、盛大に行われました。



梶川修司 会長



木村明彦 税務署長



川腰賢司 事務所長



大山廣晃 副会頭



表彰受彰者へ花束贈呈

法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから一般の方は8タイトル、会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、80タイトル150本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID : **hj0215** パスワード : **4852**

80タイトル150本以上のセミナーが無料で受講できます

中学生の「税についての作文」



租税教育推進活動の一環として納税貯蓄組合総連合会並びに関係協力団体が中学生の「税についての作文」を募集し、川崎区・幸区の中学校から多数の作品が寄せられ、川崎南税務署長賞をはじめ各団体賞があり、厳正な審査の結果、当川崎南法人会会長賞に川崎市立富士見中学校3年生、高木美咲さん、川崎市立川崎中学校3年生、雨森健留さん、川崎市立御幸中学校3年生、高知陽平さんの3作品の作文が選ばれましたのでご紹介します。

税の大切さ

川崎市立富士見中学校3年

高木 美咲

税というのは、なんの為にあらのだろう。税という言葉を聞くと自分達が払うお金だとみんな考えるのではないだろうか。確かに間にか物を買うときには消費税、給料を貰うときには所得税など払っている。しかし、税があるからこそ、医療費が安くなったり、町のきれいさが保たれたり、安心安全な毎日をおくる為にいつでもかけつけてくれる警察官がいるのだ。私達が、勉強する為の教科書もみんなの税金によつていたいたいものだ。

私達の暮らしの中で、税といふのはなくてはならないもので、一人一人が税を払っているからこそ、私達の暮らしもよくなるのだと私は思う。「助け合つて生きていこうね」というのが今の社会のつくりなのでは

ないだろうか。でも全ての人が税をしっかりと払っているとはいえない。例えば、コンビニの場合は、商品と税がセットになつていて全ての人が払っているのは確かだ。しかし、これは勝手に払われている税で、払い込みにいかなければならぬ税もある。例えば、自動車税などは一年に一回払いにいく。こういうシステムを良いことに払わない人が多々いるのだ。払う側として高いうえ、払わなくてばれないだらうと思つてゐるのかもしないが、自分達が払った税金が色々な人の役にたつてゐるのだと考えたり、まず自分が税のおかげで豊かに暮らせているのだと理解すれば、するいことなどしないでみんながもつと気持ちよく暮らせるのではないかと思つ。

私達の一番身近な税金はやはり消費税ではないだらうか。簡単に説明すると消費税というのは、消費に對して課せられる租税のことで最近よく、ニュース

などで消費税増税という言葉を耳にする。必ず考えられるメリットとして、消費税は勝手に払われている税なので脱税対策になるのだ。他にも社会福祉が充実したり、税収が上がるなどに国が豊かになることがあげられる。次にデメリットはデフシが進んでしまつたり、経済格差が広がり生活が苦しくなる人も多くなり、消費税を10%まで上げると今の日本は耐えられないということがあげられた。現在の日本の借金は九百七十兆を超えていて、毎年数十兆円ずつ増えている。それを返すために増税が必要だと言われているのだ。私は国がしっかりと良い使い方をしてくれるのであれば、消費税増税に賛成だが税金について調べていなかつたら絶対反対だったと思う。

最後に、もう中学3年生で社会にでるのもまだまだ先ではなないので将来日本の為に貢献できる仕事につきたいなどこれを調べてあらためて思った。

中学生の「税についての作文」

幸せを創るお金『税金』

川崎市立川崎中学校3年

雨森 健留

「九十一兆四千百六十億円」、これは、二千十一年度の国の歳入と歳出の予算です。

僕は、このことを知つて、こんなにも多くのお金を見、どのようにして集め、何に使われているのかが気になり、この事について調べてみました。

まず、お金の集め方、「歳入」についてです。歳入の半分近くは、「公債」つまり、国民から借金をして集められています。そして、44.3%は租税です。僕の生活にも深く関係している消費税の割合は、租税の中でも所得税に次いで一番目の多さとなっていました。全体の割合で見てみると11%を占めています。

次に、集められたお金が何に使われているのか（歳出）についてです。割合が一番多かったのは、病気・けが・失業・高齢になつたとき、「最低限度の生活」を営む事ができるように国

が生活を補助するために使われるお金、「社会保障」でした。

そして、一番目は、国民から借りたお金を返済するための国債です。僕の生活によく関係している、小中学校のためのお金は、「文教・科学振興費」と言い、全体の6%でした。

僕は、これらの事を調べ、大きく分けて、二つの事を感じました。

まず、日本は、国民からの借金、「公債」に頼りすぎていると云う事です。借りたお金は、返さなければならない。これから社会は、高齢化が進み、さらにお金が必要となってきます。だからと言って、さらに借金をしていたら、効率が悪く、国という歯車は回りきらなくなってしまうと思います。だから、来年からの増税は、国という歯車を回し続けるためには、とても重要な事だと思います。

次に、「文教・科学振興費」についてです。僕は始め、自分達のために使われているお金が、全体の6%と知り、少し少しも気がしました。しかし、小学校入学から、高校卒業までの

7つの間違い探し



[作者紹介]
神谷一郎（かみや・いちろう）

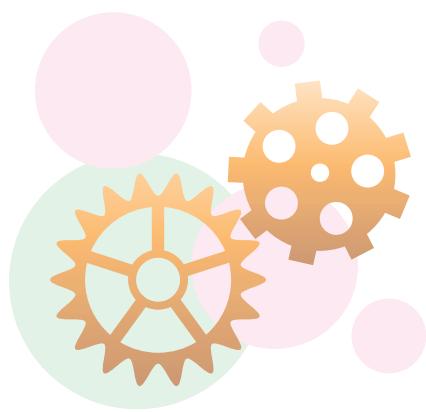
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラスト

がなくなってしまった。」と思うのではなく、「自分の未来や、日本にいる誰かの幸せのために自分は税金を納めているのだ。」と思えるようになりました。

十二年間で、一人当たり千百十六・三万円の税金が使われている事を知り、驚き、そして、自分達のために、こんなにもお金を使い、将来のための学びの場を用意してくれて、有難く感じました。

そして、税金とは、国という歯車を回し、国民に安心と幸せを創り、送り続けるための原料なのだと思います。

僕が大人になり、働くようになれば、今よりも多くの税金を国に払うようになります。だから、僕が大人になり税金を払うようになつたら、「自分のお金



中学生の「税についての作文」

税金の有難みについて

川崎市立御幸中学校3年

高知 陽平

「税金」、そう聞くと何だか固そうで嫌なイメージしか無かった私ですが、今回を期に税について調べ、税金に対する考え方方が変わり、自分の意見が持てるようになりました。

今まで私は、税金はただ橋をとりつけたり、道路を造るだけのぱつとしないものだと思い、よく分からぬものだと思つていました。しかし、税金のことについて調べていくと、部活動の大会などが行われる施設づくりに使われていたり、学校に安全に通うための信号づくりに使われたり、学校など教育施設の建設や、机・椅子・教科書などに使われているということを知り、なんだか急に税金が身近に感じられるようにもなりました。それに、自分の払った税金が知らない人達、困っている人

達の助けになるということを考えると、とても嬉しくなりました。私達は、税金という名の下で協力し合い、助け合っているんだと思いました。そのことを考えると、今私達が平和に、幸せに、安全に暮らすことが出来ているのは、税金と、その税金を払ってくれている人達のおかげなんだなと思いました。

それに平成二十二年四月より、国の費用で、つまり税金で公立高等学校の授業料が、無償にされました。来年には私も高校生です。入学したら、国への、納税者への感謝を忘れないようにしたいです。

さらに調べていく中で、私達の税金が、東日本大震災の国の復興財源になつてているということを知りました。私は、ずっとずっと被災地復興のなにかしらの手助けをしたいと思っていました。しかし、実際に何をやって良いのかが分からず、時間も過ぎ、何も出来ていないと悩んでいました。しかし、私の払つ

た税金が東日本大震災による被災地の人達への少しもの手助けになつてることを知つた時、私は本当に嬉しくなりました。復興のために必要な財源は約二十五兆円だそうです。私の払う税金なんて、本当に小さなものなのかもしません。しかし、それがどんなに小さい手助けであつたとしても、0.01%でも困つ

ている人達の助けになるならば、私は本当に嬉しいです。税金を払うということは、とても素晴らしいことなんだと感じることが出来ました。

今回私はこの税の作文を書くことをきっかけに、納税の大切さ、税の重要さについて考えることが出来ました。本当に良かったです。



レーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。



「“茶”の笑い」を見つけよう

㈱アルティスタ人材開発研究所代表 玄間千映子



日本人の心模様

今日では、茶といえば「お茶」のことだと、つい思います。ところが、そのお茶には、番茶もあれば緑茶もあります。番茶は文字通り茶色をしていますが、緑茶の色味は緑色。にもかかわらず、いずれも“茶”というのには、別の意味がありました。

江戸ブームの火付け役、杉浦日向子著「うつくしく、やさしく、あろかなり」によると、「ふっと緊張感の解ける、筋肉のゆるむ、そんな時間的空間のこと」を日本では“茶”といった、とあります。確かにお茶を戴くときには、緊張感は解け、心は和むもの。茶が大陸からやってきた中世の頃、今でいう「ティータイム」のことを“茶”と称した当時の日本人の語彙感覚をあっぱれとすら思うのですが、ちなみに大字源によると“茶”とは「小さな女の子の美称」ともあります。「お茶目だね」という、アレですね。お茶目な女の子を見ると、思わず頬が緩むのは今日でも同じです。緑色でも緑茶というのも、“茶”がこんな意味であるなら頷けます。

「“茶”の笑い」とは、そういう意味を伴った空間に生まれるという、行間ならぬ、情感と情間が瞬時に汲めることで生まれる笑いであり、存外、知的水準を求められる「上品な笑い」なのであります。



日本人の“遊び”の空間

さて、心模様は色味となって映ります。そのような心的空間を“茶”とした日本人は江戸町人文化の開花と共に、「団十郎茶」「利休茶」等々の“茶”色を数多く生みだしました。植物など、自然の名前を掲げた色味でないことにご注目。茶色には、まるで「〇〇好

み」というような芸能・文化を広めた有名人の名を付けたのです。こんな所にも、江戸町人の遊び心が見え隠れします。そのように町民文化が花開いた江戸の頃、一方で幕府の財政が逼迫したため奢侈禁止令なるものが施行され、庶民から町人文化の芽を摘み取っていました。

ところが、もとより江戸庶民が楽しんだ“茶”という感覚は心の持ち方であって、物欲（喫茶そのもの）ではありません。そのため質素勤勉の下でも、この遊び心を江戸庶民は遺憾なく發揮し、様々な色を捻り出しました。もとより庶民が使える色は、茶色や鼠色（ねずいろ）といった地味な色味のみという時世の下、茶色には御法度の文化の香りが付きすぎていましたから、次第に遊び心は鼠色の開発へと移行。「梅鼠」「紅鼠」等々の赤系にはじまり、黄色系、緑系、青系、紫系に加えて茶色系に及ぶ鼠色を生み出し、皮肉にも多種多様を意味する「四十八茶百鼠」という言い回しを伴って、更に江戸の町民文化に深みを持たせることになりました。こんな時、「あらあら、クヌッ」と笑えたら、「“茶”の笑い」も習得です。

ところで、こうした傾向はもとより、物より心に呼応できる日本人の資質があつてこそ生まれたというものです。「もてなす文化」にも通ずることではあります、日本人の発想の強みは、速さ安さという大量生産によるものよりも、心の快適さを提供する空間にこそ、その強みがあるといえそうです。

その強みを身につけるには、日々の仕事の中でも、「“茶”の笑い」をすくい取るという心の遊びを励行しましょう。ひいてはそれが、相手の心を先読みする力を鍛えることになりそうです。

筆者紹介

玄間千映子（げんま・ちえこ）



㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国會議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

違いが分かって生まれる「本当の人間関係」

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆「私のことを理解してくれない」という訴え

厚労省が5年ごとに調査している「職場のストレス要因」の上位3、つまりワースト3はいつも①職場の人間関係②仕事の量（多いだけではなく少ないという不満も）③仕事の質（簡単すぎる仕事がストレスという例も）です。②と③が原因となるストレスも、人間関係悪化につながります。つまり、職場のストレスは常に人間関係に起因しているのです。

ある企業の事務職の女性からの相談です。同僚から「あなたっていつも自分勝手ね。どうしてみんなのことを考へないの？ここにいないほうがいいんじゃない」と言われて落ち込み、電話してきました。

このような言い方をする同僚にも非があるでしょう。といって正面から反論した場合、さらにこじれた関係になります。黙って受け入れてますます気分が悪くなり、ストレスからくる心身の悪化を招きかねません。実は、対人関係の悩みの多くが、このように双方の理解が不足していることから発生しているのです。

この女性が電話をしてきたことは、自分にも落ち度があるのかな、という考えをもったからでは、と推測しました。

◆お互いが長所も短所も言える職場になりませんか

では、どう考えたらいいのでしょうか。社会人になって、同じ職場で働くようになったみんな“立派な大人”ですが、ここで学生の頃を思い出してみてください。よくケンカしたりする友達もいたはずです。「もうあの人とは付き合わない」と避けた場合もあるでしょう。長くいい関係が続いた場合は、自分が気づいていない欠点を教えてくれたり、お互いが、あまり意識しないで、良いところを教えられる間柄だったはずです。

他人を理解することは、自分と他人がどう違うかが分かることです。学生なら「絶交する」ことも通用しますが、職場ではできません。そんな時こそ「偶然同じ職場で働くことになった。違いを認めて付き合っていこうか。一日中一緒にいるわけではないし」という所に落ち着くことはできるはずです。「分かりあう」ことを「みんな同じ考え方」とだけとらえると、お互いが支え合う、という職場に欠かせない関係にはなりません。



このようなことを電話で話し合った女性は、受話器の向こうで、フッとため息をついた後で、「わたしって身勝手な所があるんです。学生の時も言わされました。そうならないように会社では抑えていたつもりですが、隠せませんね。同僚は乱暴な言い方だったけれど、指摘してくれたことに感謝しなければいけませんね。いつか、自分も、みんな同じじゃないのよ、と言えるといいですね」と静かな口調で語ってくれました。

筆者紹介



柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。

厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられます

平成 26 年 4 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が、8 % に引き上げられます。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府では、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せを受け付けています。

【専用ダイヤル】 0570-200-123

（受付時間：平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は、土曜日も受け付けます。）

【ホームページ URL】 <http://www.tenkasoudan.go.jp> （24 時間受付）

法人税・消費税の申告は e-Tax で！

「代理送信」をご利用ください。

現在、国税庁では、納税者の皆様の利便性向上のため、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大に努めているところです。

e-Tax は、これまで税務署や金融機関に出向いて手続きを行っていた申告、納税、申請及び届出等を、オフィスなどからインターネットによって行うことができるシステムです。

まだご利用いただいている方の中には、e-Tax を利用して申告することについて「手続きが面倒」「パソコンが苦手」などとお考えの方もいらっしゃると思いますが、顧問税理士に申告書の作成を依頼されている方については会社に代わって顧問税理士が e-Tax で申告する方法（代理送信）があります。

代理送信の場合には、①納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がないこと、②従来と同様に申告書作成に係る会社の手間がかからないなど、利用していただきやすい方法となっています。

是非とも、e-Tax の利用可能な手続きについては、顧問税理士に代理送信を依頼していただきますようお願いいたします。



復興特別法人税申告書の送信漏れにご注意ください

平成 24 年 4 月から施行された復興特別法人税は、法人税申告とは別の手続きとなりますので、e-Tax で申告（送信）する場合は特に復興特別法人税の送信漏れにご注意ください。

なお、申告等データを送信した場合は受信通知が各手続きごとにメッセージボックスに格納されますので、確実に受信通知をご確認ください。



サラリーマンの必要経費？ …実額控除への道陥し

税理士・CFP® 越 智 浩

Q.

サラリーマンの必要経費。

平成25年分からサラリーマンの必要経費の範囲が拡大され、年末調整で終わりではなく、確定申告することにより税金の還付が受けられると聞きました。

私の去年の給与収入は320万円。一方、支出は、弁護士資格取得費に20万円と勤務必要経費等43万円の合計63万円を支払っています。これらの支出は、勤務先の会社の証明を受けています。

確定申告では、どのように必要経費を計算して給与所得を算出すればよいのでしょうか？

A.

給与所得者の特定支出控除

給与所得金額は、給与の収入金額から給与所得控除額（収入に応じて遞増、最低65万円、最高245万円。）という概算経費を控除して算出する。実際にかかった経費を控除するわけではないので、いわば、フィクション（虚構）の所得金額を計算してから税率を乗じる仕組みとなっている。大多数の給与所得者は年末調整における源泉徴収税額の精算で税額計算が終了し、確定申告不要となっている。

今や就業者の8割超が給与所得者であり、この給与所得控除という概算経費だけを控除するのでは事業者と比較して不公平であり、サラリーマンにも実際にかかった必要経費の控除を認めるべきだという意見は根強い。そこで、『給与所得者の特定支出控除』という制度が所得税法に設けられている。

改正前までは、給与所得者が支出する通勤費・転居費・研修費・資格取得費及び帰宅旅費の合計額である「特定支出額」が給与所得控除額を超える場合には、給与所得控除額に代えて「特定支出額」を控除できるという制度であった。しかしながら、「特定支出額」の範囲は狭く、給与所得控除額を超える額に達するのはとても不可能であった。ちなみに、年収300万円で給与所得控除額は108万円（年収の36%）、年収400万円で134万円（同33.5%）、年収500万円で154万円（同30.8%）となっており、「特定支出額」が年収の30%をはるかに超えないこと適用がなく、普通のサラリーマンには無縁の制度であった。逆説的には、給与所得者にとっての給与所得控除は、とても手厚い概算控除制度になっているといえる。

このような制度適用ほぼ皆無の中、給与所得者の実額控除の機会を拡大することを目的に平成25年分から「特定支出額」の範囲の拡大と適用判定基準の見直しが行われることになった。具体的には、資格取得費に弁護士・税理士等の資格取得費が追加され、図書費・衣服費・交際費等を勤務必要経費（65万円限度）として「特定支出額」の範囲を拡大し、これらの「特定支出額」の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合には、その超える部分の金額を確定申告することにより控除できることになった。従って、

(1) 判定 特定支出額の合計額63万円 > 給与所得控除額114万円×1/2=57万円
＊特定支出控除の適用あり。

(2) 給与所得金額 = 320万円 - (114万円+63万円-57万円=120万円) = 200万円

となり、給与所得控除額より6万円(=120万円-114万円)多く控除することができる設例となっている。ただし、申告手続きとして、特定支出額は職務遂行上必要なものとして給与の支払者等により証明がされたものとなっており、確定申告書の提出において特定支出に係るその支出の事実及び金額を証する書類（領収書等）を添付等しなければならないことになっている。

ところで、サラリーマンが実際に支出している経費といえば、昼食代・飲み代・冠婚葬祭費や衣服費といったもので、特定支出額の範囲に含まれるものもあるが、そのほとんどは家事費であろう。この制度改正によって、給与所得者にも必要経費実額控除の道が大きく開かれたとは言いきれまい。

活動報告《公益事業》

各支部 健康セミナー

テーマ：「笑って、楽しく、元気になる 健康教室」
講 師：健康管理士 蔭山 善昭 氏

講師に健康管理士の蔭山先生を迎え、現代社会に蔓延する生活習慣病撃退のために健康で明るい生活環境の実現をめざし、各支部で健康セミナーを開催しました。



中央支部10月24日（木）
川崎信用金庫 本店

南支部12月3日（火）
昭和電工 大島クラブ

東支部12月9日（月）
サンピアンかわさき

幸支部2月6日（木）
ミューザ川崎 交流室

1/22水

女性部会 わくわく租税教室

会 場：川崎市立西御幸小学校（わくわくプラザ）
女性部会では「よくわかる税金のお話」と題して税金教室を行いました。参加した小学生たちは、税金クイズや紙芝居など熱心に聞いていました。

11/26火
・11/28木

救急救命講習会

会 場：川崎消防署
内 容：普通救命講習
講 師：川崎消防署 救急救命 担当官



1/15水

青年部会 税務研修会及び新年賀詞交歓会

会 場：コミュニティーハウスさくら
テーマ：「消費税法について」
講 師：川崎南税務署 法人課税第1部門
久保田 一弘 上席国税調査官



1/30木

源泉部会 研修会

会 場：川崎市教育文化会館
テーマ：「労務管理からのメンタルヘルス問題」
講 師：特定社会保険労務士 佐野 好夫 先生

1/20月
～5日間

確定申告書の書き方研修会

会 場：川崎信用金庫 本店
講 師：川崎南税務署 法人課税第1部門
久保田 一弘 上席国税調査官



～もし、腰に痛みやしびれを感じたら～



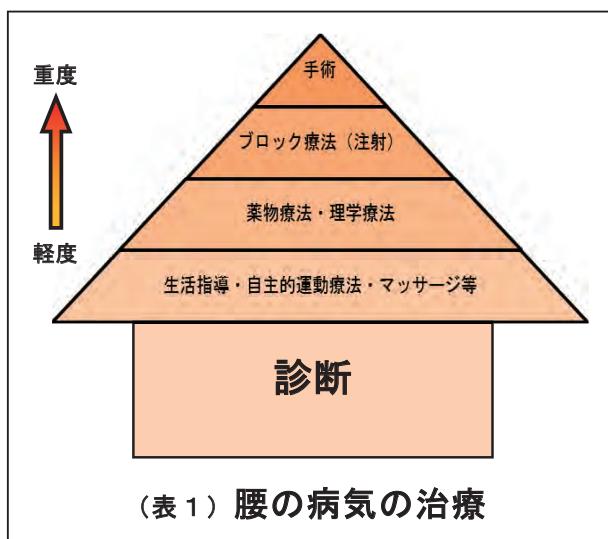
川崎幸病院
整形外科部長
原淳



現在腰痛関連疾患の有病者は約2500万人とも言われています。

腰の病気イコール腰痛というイメージかと思われがちですが、腰痛以外にも臀部痛や坐骨神経痛、間欠性爬行（かんけつせい）はこう：休み休み歩く）、足の痛み・しびれ、単径部痛（足の付け根の痛み）や排尿・排便障害（頻尿や便秘など）多彩な症状で発症します。痛みやしびれは自覚症状の中でも表現法が難しく怪我や特殊な動作後のものは原因もはっきりしますが、いつ起り始めたかわからない鈍痛や違和感などでは放置されがちです。

もしも、前述したような症状が現れたら…



●まず大切なことは正しい診断です！

病院を受診し、必要な問診、診察と検査を行います。ここが最も重要です。長く続く症状は最初と診断が変わってくることもあります。

初期の診断と治療で効果が得られない場合は、再度診断を必要とします。

〈当整形外科では診断を丁寧に行います〉

●次に‘診断’あっての‘治療’となります。

治療には生活指導、物理療法や運動療法（一般的にリハビリといわれるもの）、投薬（内服・注射・ブロック療法）、や手術療法があります。その他医療類似行為として鍼灸、マッサージ、整体などもあります。

（表1）

症状が軽減改善する方法が良いのですがごく短時間の効果しか得られないものは適切な治療とは言えません。痛みが強い場合や長期化する場合は治療段階を上げるべきと考えます。〈当整形外科では適切な方法を患者様に提示し、治療に当たります〉

当院では入院や手術などの高度な治療が必要な場合には更に精密検査を行い、できる限りの低侵襲手術（Minimum Invasive Surgery : MIS）を行っています。

例えば椎間板ヘルニアでは内視鏡を取り入れ、脊柱管狭窄症に対しては細かな分類を行った後、神経除圧術、固定術を選択しいずれも低侵襲な方法にて行っております。

腰に不安を感じている方は一度ご相談ください

（お問い合わせ先）

川崎幸クリニック TEL : 044-511-2112



社会医療法人財団 石心会
川崎幸病院

社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック



県税事務所再編・統合のお知らせ

本県では、平成24年10月に策定した神奈川県緊急財政対策の中で、出先機関の見直しに取り組んでいます。県税事務所については、税務手続きの電子化などの環境変化を踏まえ、平成26年4月1日に18事務所から12事務所に再編・統合します。



現 行 (平成26年3月31日まで)	再編・統合後 (平成26年4月1日から)
横 浜 県税事務所	横 浜 県税事務所
保土ヶ谷 県税事務所	
南 県税事務所	戸 塚 県税事務所
戸 塚 県税事務所	
高 津 県税事務所	高 津 県税事務所
麻 生 県税事務所	
横 須 賀 県税事務所	横 須 賀 県税事務所
鎌 倉 県税事務所	
小 田 原 県税事務所	小 田 原 県税事務所
足 柄 上 県税事務所	
厚 木 県税事務所	厚 木 県税事務所
大 和 県税事務所	
神 奈 川 県税事務所	
緑 県税事務所	
川 崎 県税事務所	変更ありません
相 模 原 県税事務所	
平 塚 県税事務所	
藤 沢 県税事務所	

- ◆ 平成26年度から、インターネットを利用してクレジットカードで自動車税が、コンビニエンスストアで個人事業税及び不動産取得税が、それぞれ納付できるようになります。

■ 取扱県税事務所の変更について

再編・統合と併せて、一部の県税事務所の取扱事務を変更します。

事 務	取扱県税事務所	
	変更前 (平成26年3月31日まで)	変更後 (平成26年4月1日から)
県民税利子割及び個人県民税(配当割・株式等譲渡所得割)	横浜県税事務所	緑県税事務所
横浜市鶴見区等の区域内の軽油引取税及びゴルフ場利用税	高津県税事務所	
軽油引取税(県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者に関するもの)	南県税事務所	川崎県税事務所

問い合わせ先
神奈川県川崎県税事務所
電話 044-233-7351(代)

川崎地区消防出初式

安心は日々の備えと地域の絆
平成二十六年消防出初式統一標語



【出初式の最後を飾った一斉放水】

川崎地区消防出初式が、1月11日（土）に川崎競輪場で開催されました！

約700人の市民が見守るなか、川崎消防署職員、消防団員、自衛消防隊、婦人消防隊、川崎消防ボランティアの会、少年・幼年消防クラブなど、総勢500人による分列行進、一斉放水、各種演技・演奏等を披露しました。



【ちびっこ消防隊の分列行進】



【小田双葉幼稚園の和太鼓演奏】



【第一ひかり幼稚園のドリル演技】



【京町小学校の和太鼓演奏】



【かわさき舞祭の演技】

子どもたちの
元気な演奏・演技が
出初式を盛り上げました！



平成26年川崎消防署スローガン

守ろう この街 大好き川崎

行動する法人会



－平成26年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成26年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



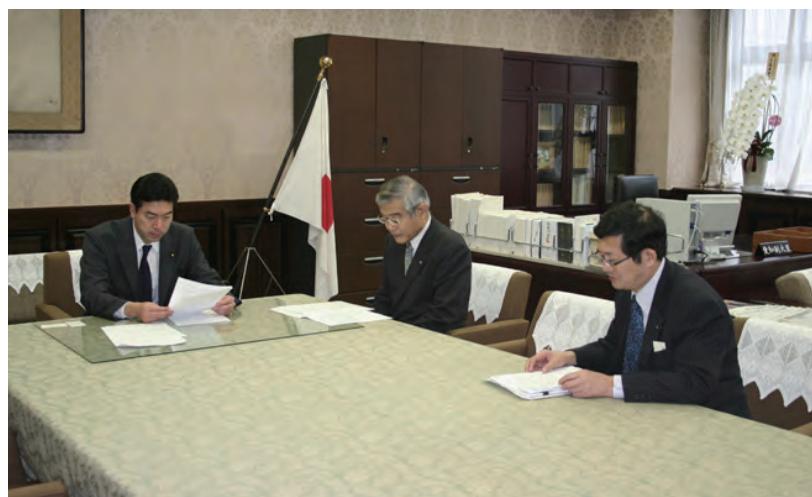
財務省

10月25日

財務副大臣

愛知 治郎 氏

左から 愛知財務副大臣、柳田税制・税務委員長、横山専務理事



主税局長

田中 一穂 氏

右 田中主税局長

左奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事

新入会員のご紹介

(平成25年12月1日～平成26年1月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	株式会社コンプリートワンズワーク	宇佐美 聰一	東田町10-22	不動産	大同生命保険株
南	株式会社S.K.Y.M	井出 薫	境町11-16	コンサルティング業	AM自動車工業株
南	南陽設備管理株	高橋 俊樹	鋼管通1-18-25	ビルメンテナンス	A.I.U保険会社
南	株式会社幸栄	小原 美幸	渡田山王町28-15	不動産管理業	事務局
南	株式会社多摩設計	岩田 穂穂	貝塚1-3-17	建築設計、工事管理	株式会社菊池電業社
東	新生清工株	平岡 正丸	中島3-8-11-103	工場建屋内外の設備清掃	株式会社菊三建設
幸	株式会社大栄工業	岩渕 榮美子	小向仲野町11-6	販売、土工事	大同生命保険株
幸	株式会社技工房	江越 俊也	南幸町2-13-3 サンコート川崎・南幸町305	歯科技工業	大同生命保険株
幸	株式会社Differentia	成川 一郎	新塚越201	不動産管理	大同生命保険株
幸	ピーキューブ株	成沢 俊子	南幸町2-13-3-306	コンサルティング	株式会社佐久間商事

川崎南法人会 主要事業予定

26年3月

5日水

●第6回 広報委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

5日水～6日木

●生活習慣病検査

会場：川崎市産業振興会館
時間：9:30～

7日金

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:30～16:00

7日金

●県連青年部会 連絡協議会セミナー

講演会：「東日本大震災後の日本」
講師：衆議院議員・内閣府大臣政務官
小泉 進次郎 先生
会場：箱根 吉池旅館
時間：16:00～18:00

12日水

●新入会員の集い

講演会：「税務調査の基礎知識」
講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
松浦 俊幸 統括官
会場：コミュニケーションハウスさくら
時間：17:00～19:30

18日火

●女性部会 年度末研修会

講師：川崎南税務署
木村 明彦 署長
会場：コミュニケーションハウスさくら
時間：16:30～17:30

19日水

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（手続編）」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官
会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～16:00

24日月

●第3回 税制・税務委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：13:00～14:00

26日水

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

4月

10日木

●全国女性フォーラム 香川大会

会場：JRホテルクレメント高松
時間：14:00～

11日金

●源泉部会 研修会

テーマ：「源泉徴収事務（基本編）」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官
会場：川崎南税務署
時間：14:00～16:00

16日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

●税務無料相談●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

3月の相談日／4日(火)、18日(火)、25日(火)

4月の相談日／1日(火)、8日(火)、22日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎ 044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

●法律無料相談●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜総合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

～第2回 通常総会及び記念講演会開催のご案内～

「日本経済の展望と 政治のゆくえ」

～混迷する政治・経済！どう変わる日本～

◆講師：毎日新聞論説委員 与良 正男 氏

◆日時：平成26年

6月11日(水)

◆場所：川崎日航ホテル

◆内容：〈第一部〉通常総会

(2:30~3:50)

〈第二部〉記念講演会

(4:00~5:30)

〈第三部〉懇親会

(5:30~)



◆与良 正男 (よら・まさお) 氏 略歴

1957年 静岡県生まれ

1981年 每日新聞社入社。中部本社報道部から89年東京本社政治部。官邸、自民党、野党、外務省各担当キャップ、政治部デスクを経て、04年から現職。毎日新聞の社説や週一回のコラム（熱血！与良政談）などを担当。

早稲田大学客員教授、文部科学省熟議懇談会委員、21世紀臨調運営委員などを歴任。TBSテレビ系「朝ズバッ！」大阪・毎日放送「ちちんぷいぷい」などでコメンテーターを務める。近著に「与良政談」（毎日新聞社）

総会ご案内通知は、後日郵送いたしますので、是非ご出席ください。



公益社団法人 川崎南法人会々員証

←会員の方は、このシールを切り取り法人税申告書別表一の下欄に貼付して提出してください。